

令和3年度

第16回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月29日（月）午後1時55分～午後3時30分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程

- 報告第1号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査の結果について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農業振興整備計画の変更に関する意見について

5. 臨席者

6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席3番 河崎正己 議席4番 根本篤和

局長	<p>お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので只今から第 16 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>今年も早いもので、残すところ1か月余りとなりました。委員の皆さんには、お忙しい中、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>今年は色々天候等心配した訳ですが、皆さんご存知のように作物全てにおいて良い年だったと思います。ただ酪農関係になりますけれど、ここに来て生産調整等、脱脂粉乳・バター等の在庫の影響が出てきております。また、円安等の影響により飼料が高騰して、来年に向けて大変心配しております。</p> <p>畑作の方は、作業等ほぼ終了しまして、搬出を待つビートの山が畑の隅にできております。</p> <p>11月は案件が多い月です。早速総会の方進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号3番 河崎正己 委員、4番 根本篤和 委員にお願ひしたいと思っております。</p> <p>経過報告等を事務局からお願ひします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告等説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いと言う事ですので、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議案書1ページになります。報告第1号「農地法第30条の規定による農地利用状況調査の結果について」を議題と致します。事務局説明をお願ひします。</p>

<p>次 長</p>	<p>報告第 1 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果について」 ご説明いたします。農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果につきまして、下記のとおり報告するものです。</p> <p>2 ページをご覧ください。調査につきましては、10 月 18 日から 22 日までの、5 日間で実施しています。調査月日、調査地区はここに記載のとおりです。</p> <p>調査員につきましては、農業委員の皆さま、事務局職員及び町産業課職員で構成し、各日 6 名で実施しています。調査項目は①から⑧までございますが、その結果についてはここに記載のとおり、適正に農地が利用されており問題は特に見受けられませんでした。以上で報告第 1 号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように報告済みとさせていただきます。続きまして、議案書 3 ページになります。議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 ご説明いたします。法の規定により農地等の賃借権設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。</p> <p>なお、番号 1 番から 4 番まで、すべて基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件です。また引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは、「番号 1 番から番号 3 番」の設定を受けていた方は二宮 番地 さん。</p> <p>番号 1 番の設定をしていた方は中央新町 番地 さん、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 2 番の設定をしていた方は農野牛 番地 さん、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 3 番の設定をしていた方は農野牛 番地 さん、土地については記載のとおりです。</p> <p>いずれも、賃借人の経営移譲に伴い解約するもので合意解約の成立日は令和 年 月 日、土地の引き渡し日は令和 年 月 日です。</p> <p>続いて番号 4 番の設定を受けていた方は長節 番地 さん、設定をしていた方は被相続人 さん、相続人 大津幸町 番地</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>次 長</p>	<p>さん、土地については記載のとおりです。</p> <p>農地売買のため解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡し日は令和 年 月 日です。</p> <p>以上で番号 1 番から番号 4 番の説明を終わります。</p> <p>はい只今、事務局から説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>はい。無いということですので、この様に決定をさせていただきます。 続きまして議案書 4 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番、番号 2 番」の説明を一括してお願いします。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>番号 1 番、番号 2 番、いずれも譲受人は二宮 番地 さんで、貸借の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までとなっています。</p> <p>番号 1 番の譲渡人は二宮 番地 さん、土地については二宮 番地 ほか合計 筆で、地目は公簿 畑、山林及び牧場、現況は畑で、面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりです。</p> <p>なお、位置図は 6 ページ、9 ページ、10 ページに添付しています。いずれも斜線で表示した部分が本件の申請地です。また、求積図は 7 ページ、8 ページに添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>番号 2 番の譲渡人は二宮 番地 さんで、土地については二宮 番地 ほか合計 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。経営内容以降については、ここに記載のとおりです。なお、位置図は 9 ページ 10 ページに添付しています。いずれも小さな水玉模様で表示した部分が本件の申請地です。</p>
---	---

	<p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10月22日の農地利用状況調査に併せて現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい4番です。内容については事務局から説明があった通りでして、さんの経営移譲のための契約で、農地も適正に管理されており、地域としても問題ありませんので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書11ページ議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>
次 長	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号1番についてご説明いたします。譲渡人は幕別町字五位 番地 さん、譲受人は幕別町札内共栄町 番地の さんです。土地につきましては農野牛 番地 ほか合計 筆で、地目は公簿、現況共に畑、面積は合計 m²です。さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。借賃は年額 円、10a当たり 円です。</p> <p>なお、賃貸借の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までとなっています。また、位置図は12ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号1番の説明を終ります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましても、11月16日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明願いたいと思います。</p>

委員	<p>すので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして議案書 19 ページ議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次長	<p>議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは 20 ページをご覧ください。番号 1 番の利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、設定をする方は牛首別 番地 さんです。土地については牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 28 ページに添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 11 月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>7 番です。只今、事務局より説明があった通りです。以前から両方で賃貸されていた土地で、町道の拡張に伴い面積が減少したことから今回新規契約となりましたが、問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして「 番号 2 番 」の説明をお願いします。
次長	それでは、 番号 2 番 についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は 背負 番地 さん、利用権の設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さんです。土地については背負 番地 及び 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 。利用権設定等の種類 は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は 令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、 支払方法は記載のとおりです。位置図は 29 ページに添付してございますので、 ご確認下さい。 以上で番号 2 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新 ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。 地元委員の熊野委員から説明をお願いしたいと思います。
委員	はい 12 番です。賃貸の同一条件での更新と言う事で内容は前回と同じと言 うことです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はい只今、熊野委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして「 番号 3 番 」の説明をお願いします。
次長	それでは 番号 3 番 についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、 二宮 番地 さん、利用権の設定をする方は茂岩栄町 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地 ほか合計 筆、地目は 公簿畑及び山林、現況は畑で、面積は合計で m ² 。利用権設定等の種類 は、賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期 は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 30 ページ、32 ページ、求積図は 31 ページに添付しておりますのでご確認下さい。 以上で番号 3 番の説明を終わります。

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10月22日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員の根本委員から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい4番です。内容については事務局から詳細に説明があった通りでして、畑も適正に管理されていますし、同一条件での更新と言う事で問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。
議 長	はい只今、根本委員からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号4番」の説明をお願いします。
次 長	番号4番の利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、利用権の設定をする方は茂岩栄町 番地 さんです。土地については二宮 番地 の内 ほか合計 筆、地目は畑及び山林、現況畑で、面積は合計で m ² 。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は33ページ、求積図は34ページ、35ページに添付しておりますのでご確認下さい。以上で番号4番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10月22日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員の遠藤代理から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい1番です。只今、事務局から説明があった通りです。期間が 年から 年に変わった以外は前回と同じと言うことです。また、畑も適正に管理されていますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	はい只今、遠藤代理からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

	<p>続きまして、事務局「番号5番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>番号5番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地につきましては農野牛 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図は 36 ページです。斜線で表示した部分が対象地になります。また、求積図を 37 ページに添付してございますのでご確認ください。</p> <p>以上で番号5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10月21日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります河崎委員の方からご説明をお願いしたいと思っております。</p>
委 員	<p>3番です。事務局から説明あった通りでして、賃貸の更新と言う事で内容的には前回と同じと言う事です。また、畑の管理についても適正に行われておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号6番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>番号6番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別番地 さん、設定をする方は被相続人 さん、相続人は、礼作別 番地 さんほか 名です。土地については礼作別 番地 及び 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。なお、位置図は 38 ページ、求積図は 39 ページに添付してございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で番号6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11</p>

	<p>月 16 日に現地調査並びに調整会議を取り行っております。調整委員長には、河崎委員がなっておりますので、河崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>はい 3 番です。事務局から説明があった通りでして、以前より賃貸されておりましたが、相続が済んでいないため新規扱いとなっております。地域的にも問題無いと言う事なので、よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>はい。只今、河崎委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受けたまりたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 7 番」の説明をお願いします。</p>
次長	<p>番号 7 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地、設定をする方は統内 番地 さんです。土地については統内 番地 の内、地目は公簿 原野、現況は畑で面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 40 ページ、求積図は 41 ページに添付してございますのでご確認下さい。以上で番号 7 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>7 番です。こちらも賃貸の更新と言う事で、内容的には前回と同じと言う事です。また、畑の管理についても適正に行われていますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 8 番」の説明をお願いします。</p>

次 長	<p>番号 8 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は統内番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地につきましては統内 番地 ほか合計 筆、地目は公簿 畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 42 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 8 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>7 番です。こちら同条件での更新となります。畑の管理についても適正に行われていますので、問題無いと思われま。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 9 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>番号 9 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃南町番地 さん、設定をする方は幌岡 番地 さんです。土地には幌岡 番地 ほか合計 筆、地目は公簿 畑、現況は畑及び農業用施設用地、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 43 ページ添付してございます。</p> <p>以上で番号 9 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 16 日現地調査及び調整会議を行っております。調整委員長であります加島委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>11 番です。以前からご主人の さんと賃貸していましたが、 さんがお亡くなりになり、 さんと新たに契約と言うことです。内容も同一条件で、</p>

	<p>地域としても問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の案件に移りたいと思いますが、次の案件は 委員に關係する案件ですので、 委員には一時退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。（ 委員退席する。）</p> <p>それでは、再開します。事務局「番号 10 番、11 番」について一括して説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。「番号 10 番、11 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、設定をする方は茂岩本町 番地 さんです。</p> <p>番号 10 番の土地については幌岡 番地ほか合計 筆、地目は公簿畑及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日となっています。価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 44 ページに添付してございます。</p> <p>番号 11 番の土地については幌岡 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図は 45 ページをご覧ください。斜線で表示したところが本件の対象地です。</p> <p>以上で番号 10 番、11 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には 2 件とも熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 12 番です。以前より賃貸していた土地です。番号 10 番については、所有者の さんから売買の希望があり、地域でも問題無いということ。ま</p>

	た、番号 11 番についても、地域として問題無いと言うことですので、ご審議 よろしくをお願いします。
議 長	はい。只今、熊野委員の方から説明がございましたが、この件について何か あれば受けたまりたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。 (委員帰席する。)
議 長	はい。それでは再開します。 委員に申し上げます。「番号 10 番、11 番」 について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 それでは次の案件に移りたいと思います 「番号 12 番」について、事務局説明をお願いします。
次 長	番号 12 番 についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は幌岡 番地 さん、設定をする方は茂岩本町 番地 さんです。 土地については幌岡 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で面積は、 ㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 45 ページ をご覧ください。小さい点で表示した部分が対象地です。また、46 ページに 求積図を添付してございますので、ご確認下さい。 以上で番号 12 番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新 ということで、10 月 18 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。 地元委員であります相澤委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	8 番です。この件に関しては賃貸の更新と言う事で、内容的には前回と同じ と言う事です。問題無いと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

<p>次 長</p>	<p>続きますして事務局「番号 13 番」の説明をお願いします。</p> <p>番号 13 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、設定をする方は豊頃 番地 さんです。土地については豊頃 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 47 ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号 13 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 18 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員の方からご説明をお願いしたいと思っております。</p>
<p>委 員</p>	<p>11 番です。この件も更新と言う事で、内容的には同一条件で、また、畑の管理も適正に行われていますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思っておりますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きますして、事務局「番号 14 番、15 番」について、一括して説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p>はい。「番号 14 番、15 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は礼文内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号 14 番の利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、土地については、礼文内 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。</p> <p>番号 15 番の利用権の設定を受ける方は十弗 番地 さん、土地については礼文内 番地及び 番地の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。</p>

	<p>位置図は 48 ページをご覧ください。斜線で表示した部分が さんの対象地です。小さい点で表示した部分が さんの対象地です。また、49 ページに さんの求積図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 14 番、15 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。いずれも地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。いずれ同条件での更新となっています。畑の管理についても適正に行われて問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の案件に移りたいと思いますが、次の案件は 委員に関係する案件ですので、 委員には一時退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。（ 委員退席する。）</p>
議 長	<p>それでは、事務局「番号 16 番」について説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。「番号 16 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、十弗 番地 さん、利用権の設定をする方は、北栄 番地地先 さんです。土地については北栄 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 50 ページをご覧ください。斜線で表示した部分が対象地になります。</p> <p>以上で番号 16 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります村上委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>13 番です。事務局から詳細に説明があった通りでして、更新案件でありま</p>

	<p>す。内容的には前回と同じと言う事で問題無いと思います。また、農地も適正に使用されていますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。 (委員帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します。 委員に申し上げます。「番号 16 番」について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 それでは次の案件に移ります。事務局「番号 17 番、18 番」について一括して説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。「17 番、18 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は北栄 番地地先 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号 17 番の利用権の設定を受ける方は北栄 番地 さん、土地については北栄 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 50 ページをご覧ください。小さい点で表示した部分が対象地になりますのでご確認ください。</p> <p>番号 18 番の利用権の設定を受ける方は北栄 番地 さん、土地については北栄 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。 位置図は 50 ページ、格子模様で表示した部分が対象地です。</p> <p>以上で番号 17 番、18 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります村上委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	13番です。この件も更新案件です。内容的には同一条件と言う事で、また、畑の管理についても適正に行われていますので問題無いと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号19番」の説明をお願いします
次長	番号19番 についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は牛首別番地 さん、設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さんです。土地については育素多 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は51ページ、求積図は52ページに添付していますのでご確認下さい。以上で番号19番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10月20日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります村上委員の方からご説明をお願いしたいと思ひます。
委員	13番です。この案件も更新と言う事で、内容的には同一条件です。また、畑の管理についても適正に行われていますので、問題ないかと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号20番、21番」について、一括して説明をお願いします。
次長	はい。「番号20番、21番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は札幌市清田区真栄 条 丁目 番 号 さん、利用

	<p>権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号 20 番の利用権の設定を受ける方は湧洞 番地 さん、土地については湧洞 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。</p> <p>番号 21 番の利用権設定を受ける方は長節 番地、土地については、湧洞 番地の内ほか合計 筆、地目は、公簿 畑、牧場、雑種地及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 53 ページをご覧ください。小さい点で表示している部分が さんの対象地です。斜線で表示した部分が の対象地です。また、54 ページ、55 ページに求積図を添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 20 番、21 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、いずれも 11 月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。番号 20 番は泉委員が調整委員長になっておりますのでご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>7 番です。こちらは、以前より賃貸されていた土地ですが、今回正式に契約を行うということです。地域としても問題無いということですので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号 21 番は河崎委員が調整委員長になっておりますのでご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>3 番です。今まで さんと賃貸されておりましたが、 さんの都合により、新たに と契約を行うこととなりました。地域としても問題無いということですので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、泉委員、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。総会の途中ですが、一時間ほど経ちましたので 10 分ほど休憩したいと思います。3 時 10 分に再開することとさせていただきます。</p>

議	長	再開します。続きまして「番号 22 番」の説明をお願いします
次	長	<p>番号 22 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地、設定をする方は帯広市愛国町基線番地さんです。土地については長節番地の内ほか合計筆、地目は公簿畑及び牧場、現況は畑で面積は合計㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和年月日公告の日から終期は令和年月日までです。借賃は年額円、10 a 当たり円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 56 ページ、求積図は 57 ページから 61 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 22 番の説明を終わります。</p>
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、11 月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には熊野委員がなっております。熊野委員から、ご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。12 番です。さんの相続登記が完了しまして、今回新規の契約となっておりますが、同一条件の契約です。地域としても問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。
議	長	はい只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 23 番」の説明をお願いします
次	長	<p>番号 23 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地、設定をする方は長節番地さんです。土地については長節番地の内ほか合計筆、地目は公簿山林、原野、牧場、畑、雑種地及び宅地、現況は畑で面積は合計㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和年月日公告の日から終期は令和年月日までです。借賃は年額円、10 a 当たり円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 62 ページと 68 ページ、太めの斜線で表示した部分が対象地です。また、69 ページに拡大図、63 ページから 65 ページ及び 70 ページと 71 ページに求積図を添付してございますのでご確認ください。</p>

	<p>以上で番号 23 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、11月16日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には、熊野委員がなっております。熊野委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。12番です。こちらは以前から賃貸していた案件ですが、今回、面積等変更があったことから新規契約となりました。地域としても問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 24 番から 26 番」について、一括して説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p>はい。「番号 24 番から 26 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は長節 番地、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。</p> <p>番号 24 番の利用権の設定をする方は札幌市厚別区厚別南 丁目 番 の 号 さん、土地については長節 番地ほか合計 筆、地目は公簿 畑及び雑種地、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。</p> <p>番号 25 番の利用権設定をする方は、茨城県つくばみらい市西ノ台 番地 さん、土地については、長節 番地の内及び 番地、地目は公簿 畑及び牧場、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。</p> <p>番号 26 番の利用権設定をする方は、埼玉県東松山市五領町 番地 号 棟 号室 さん、土地については、長節 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 62 ページをご覧ください。細かい斜線で表示している部分が さんの対象地です。また、66 ページに求積図を添付してございます。続いて格子模様で表示した部分が さんの対象地</p>

	<p>です。また、67 ページに求積図を添付してございます。次に水玉模様で表示した部分が さんの対象地です。</p> <p>以上で番号 24 番から 26 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。長節の案件ですので私の方から説明したいと思います。</p> <p>全て同一条件での更新と言う事です。また、地域的にも問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 27 番」の説明をお願いします</p>
次 長	<p>番号 27 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地、設定をする方は釧路市鶴ヶ岱 丁目 番号 さんです。土地については長節 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 68 ページに添付してございます。小さい点で表示した部分が対象地です。</p> <p>以上で番号 27 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、11 月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には河崎委員がなっておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>3 番です。こちらは、現況は雑種地で が使用している農地の隣接地です。 が隣接地を事業で整備するにあたり、 さんの土地を一部重複使用していたことが判明したことから、今回、売買をする事になりました。地域としても問題無いということですので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 28 番」の説明をお願いします</p>
次 長	<p>番号 28 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地、設定をする方は芽室町西 条 丁目 番地 さんです。土地については、旅来 番地の内ほか合計 筆、地目は公簿 山林、畑、牧場及び雑種地、現況は畑で面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 72 ページ、求積図は 73 ページから 77 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 28 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。旅来の案件ですので私の方から説明したいと思います。</p> <p>賃貸の更新と言う事で全て同一条件です。また、地域としても問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次に議案書 78 ページになります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がございますので「番号 1 番から 3 番」について、一括して説明をお願いしたいと思います。</p>
次 長	<p>はい。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願い、ご審議願いたいと思います。</p> <p>それでは 79 ページ「番号 1 番から番号 3 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 さんで、全て利用権設定等の種類は賃借権設定で、始期は令和 年 月 日からです。</p>

	<p>番号 1 番の利用権設定を行う方は、中央新町 番地 さん、土地については二宮 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。賃借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 81 ページに添付してございます。</p> <p>番号 2 番の利用権設定を行う方は、農野牛 番地 さん、土地については、農野牛 番地ほか合計 筆、地目は公簿 畑及び田、現況は畑で面積は合計 m²。賃借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 82 ページに添付してございます。</p> <p>番号 3 番の設定を行う方は、農野牛 番地 さん、土地については農野牛 番地 ほか合計 筆、地目は公簿 畑及び原野、現況は畑で面積は合計 m²。賃借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 83 ページ、求積図は 84 ページに添付してございます。</p> <p>以上で「番号 1 番から 3 番」の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございました。番号 1 番については 10 月 22 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります根本委員から説明をお願いします。
委 員	はい。4 番です。 さんの経営移譲にあたって以前から賃貸を結んでいた方が、新たに賃借権を設定する案件です。適正に農地も使用されておりますし、地元としても何ら問題無いと言う事ですので、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	続いて番号 2 番については、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります河崎委員から説明をお願いします。
委 員	はい。3 番です。この案件も さんの経営移譲にあたって以前から賃貸を結んでいた方が、新たに賃借権を設定する案件です。適正に農地も使用されておりますし、地元としても何ら問題無いと言う事ですので、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	番号 3 番については、11 月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。泉委員が調整委員長になっておりますので、説明をお願いしたいと思いま

	す。
委員	はい。7番です。さんの経営移譲にあたって以前から賃貸を結んでいた方が、一部土地の条件が良い農野牛番地、農野牛番の内について反当り円と言うことで変更しており、新たに賃借権を設定する案件です。農地も適正に使用されており、地元としても何ら問題無いと言う事ですので、ご審議をよろしくお願い致します。
議長	只今、それぞれの方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号4番」の説明をお願いします。
次長	はい。番号4番の利用権の設定を受ける方は、茂岩本町番地さん。設定を行う方は、茂岩末広町番地さんです。土地については、農野牛番地の内、地目は公簿現況共に畑で、面積は㎡。利用権設定等の種類は、賃借権設定で期間は年間、始期は令和年月日から終期は令和年月日です。借賃は年額円、10a当たり円で支払方法は記載のとおりです。位置図は36ページ、こちら小さい点で表示した部分が対象地です。また、37ページに求積図を添付してございます。 以上で番号4番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては10月21日、農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員の河崎委員から説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。3番です。賃貸の更新と言う事で、内容的には同一条件と言う事です。また、畑の管理についても適正に行われています。地域としても問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

<p>次 長</p>	<p>続きまして「番号 5 番」の説明をお願いします。</p> <p>はい。番号 5 番の利用権の設定を受ける方は、旅来 番地 さん。設定を行う方は、被相続人 さん、相続人は中央新町 番地 さんほか 名で、土地については旅来 番地ほか合計 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は合計 m²。賃借権設定の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 85 ページ、86 ページ、求積図は 87 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 5 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査並びに調整会議を行っております。泉委員が調整委員長になっておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい 7 番です。こちらの案件も更新なんですけど、相続が済んでいないため、新規の扱いとなっております。地元としても問題無いということですので。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 88 ページになります。議案第 7 号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p>議案第 7 号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」説明いたします。このことについて、次により豊頃町長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見を附したいので、ご審議願うものです。</p> <p>それでは、89 ページです。番号 1 番についてご説明いたします。土地の表示については二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²、変更申出者は二宮 番地 さんです。申請目的は農家住宅建設のため。現在の用途区分は農地ですが、変更して農</p>

	<p>用地区域から除外するものです。申請位置図は 90 ページに、91 ページから 93 ページに配置図、求積図、立面図、平面図を添付してございます。</p> <p>農地に農家住宅の建設をするには、農地法の転用許可も必要ですが、農業振興地域整備計画を変更することが転用許可の前提条件であることから、先にご審議願うものです。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 14 日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 4 番です。内容については事務局から説明あった通りです。 さんの後継者である さんの住宅を新しく建てたいということで、周りの農地にも特に問題ないと思われしますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日の議案の審議は以上となります。事務局から連絡事項がございます。</p>
局 長	<p>(要旨)</p> <p>はい。連絡事項になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会手帳（2022 年版）を皆さんにお配りしてありますが、住所、氏名等の確認をお願いします。（何か問題ありませんか。） 2 12 月 7 日（火）に浦幌町で行われる、農業委員研修会の案内を配布いたしました。当日は、13 時 10 分に役場前から担い手バスが運行しますので、時間に遅れないように参集願います。 3 北海道農業会議から冊子の配布がありましたので、ご一読下さい。 4 12 月 17 日（金）第 17 回総会終了後、 「お知らせ」を配布いたしました。 <p>以上です。</p>

議長	はい只今、事務局から連絡事項等がありましたが、ご質問等ございますか。
委員	ありません。
局長	以上をもちまして総会を終了させていただきます。
	閉会にあたり 井下会長 から、ご挨拶をいただきます。
	(閉会の挨拶)
会長	皆様のご協力を頂き、本日予定しておりました案件全てを終了することが
	できました。ありがとうございました。
	本日、大津小学校で食育の授業があり、川口委員、門委員、山田委員 3名の
	委員に授業のお手伝い等食育授業に参加して頂きました。総会と重なり忙しい
	状況となりましたが、感謝申し上げます。
	十勝管内では、50日間新規感染者がありませんが、南アフリカ等で変異株
	の話題がでております。これから、寒くなって来ますので、コロナ感染には、
	十分注意して頂きたいと思います。
	本日は、ご苦勞様でした。ありがとうございました。
	閉 会